

合併処理浄化槽の設置費用を補助します

家庭から出る排水を全て処理することができる合併処理浄化槽の設置を促進するため、市では工事費用の補助を行っています。平成30年度から市の補助制度が変わりました。ぜひ、合併処理浄化槽の設置をご検討ください。

東根市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金（市・国）

補助対象者

補助を受けることができるのは、下記の要件に該当する方です。

市税等を滞納していない方

下水道認可区域外に合併処理浄化槽を設置する方

自己の居住用住宅（併用住宅を含む）に設置する方

補助金の交付決定後に工事に着手し、**平成31年3月8日まで実績報告書を提出できる方**

補助金額

浄化槽本体に係る補助金額は、人槽と使用人員によって算出します。また、浄化槽本体以外に、地域や工事内容に対する加算項目を足し合わせた額が補助金額となります。

1 浄化槽本体に対する補助

人槽	補助額（基準額）		使用人員割（転換工事加算）
5人槽	352,000円	+	1人あたり 40,000円
7人槽	441,000円		15歳未満は1人あたり
10人槽	588,000円		60,000円

ただし、使用人員割は、汲み取りと単独処理浄化槽からの転換の場合のみ対象とします。（新設及び合併処理浄化槽の更新は対象外です。）

2 地域と付帯工事に対する補助（新設または転換のみ）

整備促進地域加算

東郷・高崎地区の生活排水処理率を向上させるため、整備促進地域とし、補助金額を加算します。

二次処理施設加算

整備促進地域において放流先の確保が困難で、本体工事に付随して二次処理施設を設置する場合に加算します。

放流ポンプ等工事加算

整備促進地域において放流ポンプ等を設置する場合に加算します。

加算項目	補助額	備考
1 整備促進地域加算	150,000円	
2 二次処理施設加算	100,000円	整備促進地域のみ対象
3 放流ポンプ等工事加算	50,000円	整備促進地域のみ対象

3 合併処理浄化槽の更新に対する補助

・合併処理浄化槽更新加算

合併処理浄化槽を設置している方が、設置後 20 年を経過している合併処理浄化槽の故障等により合併処理浄化槽本体を更新する場合に補助金額を加算します。設置後 20 年未満の合併処理浄化槽の場合、事前に別途協議するものとします。

人槽	加算額(上限)
5人槽	650,000円
7人槽	900,000円
10人槽	1,300,000円

加算額は補助金の合計金額が人槽による上記の金額、または工事費の 10 分の 9 に相当する額(千円未満切り捨て)のいずれか低い方を上限とします。

改造資金融資あっせん利子補給(市)

事業名	補助額	備考
改造資金融資あっせん利子補給	融資の利子を市で負担 (融資上限 100 万円)	東根市合併処理浄化槽設置整備 事業対象者

浄化槽設置整備事業とは別に申請が必要です。

東根市浄化槽整備促進事業費補助金(県)

既存の汲み取り便槽や単独処理浄化槽から、合併処理浄化槽に転換する場合にさらに上乗せの補助を行います。新築や建て替えの場合は対象外となります。

人槽	補助額
5人槽	160,000円 + 浄化槽設置整備事業補助金のうち基準額を超える額 上限 50,000円
6人槽 以上	200,000円 + 浄化槽設置整備事業補助金のうち基準額を超える額 上限 65,000円

希望される場合のお手続き方法

浄化槽設置届出書または浄化槽設置調書を提出します。



浄化槽設置届出書または浄化槽設置調書受理後補助金交付申請書を添付書類と一緒に提出します。



補助金交付決定通知文を受理した後から工事を行うことができます。

浄化槽設置届出書または浄化槽設置調書提出から補助金交付決定まで、3週間程度時間がかかります。
着工まで余裕を持った期間での手続きをお願いいたします。

～お問合せ先～

生活環境課 生活環境係 0237-42-1111(内線2174)